

明治初年の甲府市政

—「坂田日記」を中心にして—

有 泉 貞 夫

世襲で町年寄を勤めた八日町坂田家の「御用日記」⁽¹⁾が、江戸時代の甲府についての一級史料であることはよく知られている。同日記は、明治に入つてからも、町年寄役が廃止された後、当主坂田與一郎が山梨郡第三区区長を退く明治六年五月二三日まで書き続けられている。主としてこれにより、維新変動期の甲府市政の一面を瞥見してみたい。

注

(1) 延享四(一七四七)年から明治六(一八七三)年まで、町方および勤番、町奉行、町差配などの折衝を記述。原本は戦災を免れ坂田家に保存され、県立図書館には、全冊マイクロ撮影し焼付製本したものが公開閲覧に供されている。

一 新政府の甲府接收

坂田家の「御用日記」(以下「日記」と略称)に、維新動乱に向かう緊張の影響が出現するのは、慶応四年正月二日、甲府町奉行所

に罷り出た町役人らに「市在取締之為、当分御府内出口所々に閑門取建」て、武士は重役の、町人百姓は所役人の添書のない者の通行禁止が伝えられた記事からである。同月二九日町奉行所は、信州辺を公家衆が大人数で通行の風聞があるが、町方に動搖がないよう通達している。

これは、鳥羽伏見での幕府軍敗北以後の情勢のなかで、時流に乗り遅れまいと官軍東征の先鋒「官軍鎮撫隊」と称した公家高松実村の一行であった。かれらが小沢雅楽之助(一仙)の先導で甲州入りし、やがて勅命による部隊ではないとして追い立てられるまでの経緯は「偽勅使事件」として知られているので本稿では詳述は避ける。⁽¹⁾二月一日甲府入りし、西青沼の町境で町年寄らの出迎えを受けた一行は教安寺を宿所とした。城代らは対応に迷つたが、間もなく桑名の官軍東海道総督府から高松隊は勅命によるものでないことを告げる使者が到着し、京都の中山前大納言からも帰京命令が実村に届いた。高松隊は動揺をはじめ、一五日に実村、一仙らは甲府を出立し東へ向つたが笛吹川の渡河を拒まれ、甲府へ引返すが市中に留ま

ることもならず街を通り抜け、先日とうつて變る罵声投石のなかを西へ向かつた。あまりの慌ただしさに、町年寄は城屋町で出迎えのつもりが間に合わず、西青沼でやっと見送つただけであった。高松隊は国境の薦木で解散し、京へ戻つて謹慎した実村にはその後とくに咎めはなかつたが、小沢一仙は二月一八日葦崎で捕らえられ、「日記」によれば二月二一日甲府代官所へ引立てられる一仙を見ようと見物人が長禪寺陣屋前へ詰めかけたという。小沢一仙は三月四日山崎の刑場で処刑された。東海道総督府の高松隊に対する処置は、偽官軍として幹部らが斬首された相楽総三ら赤報隊への処分と同様で、かれらが出した辰年年貢半減などの触れが、後に新政府の地方支配に障害となることを恐れたためであった。

岩窪村深沢平右衛門の「見聞誌」（『甲府市史』史料編第二巻所収）によれば、このあと去就に迷う甲府城代、町奉行は、東海道総

督府の使者の勧めで甲府代官中山誠一郎を浜松へ出向わせ、総督府に「勤王尊奉」の請書を提出し、甲斐国高反別、人別、国絵図、米金有高を報告して今後の指示を仰いだ。同時期には関東会津から勤番衆への働きかけもあり、勤番士たちの動搖は続いた。結局、三月二日城内大評定で抗戦派は鎮撫され、大半は恭順の請書を提出したが、その時点では、なお不服分子も残つたという。この情勢に不安

を感じた町方役人は、以前に勘定奉行見廻りの際に立替えられた賄料町方出銀分の支払い催促を町年寄にうながしている（二月二十四日²⁾）。その一方、街の中心地柳町の家持ちからは町奉行所費用莫大のおりから御用金一〇〇両上納に応じようとの願書が出されている（二月晦日）。

全国動乱の不安と緊張は、まず物価騰貴となつて甲府市民の生活

にも影響しはじめ、「日記」二月晦日の条には、豆腐屋当番上連雀町久右衛門からの豆腐一丁八八文から一〇〇文へ値上げの届けが出されている。そこへ同日付けで官軍東山道総督府からの甲府進軍用に人馬差出し命令が届き、三月四日から五日にかけ土州、因州、諏訪、高遠藩兵が続々甲府へ入り、三月四日甲府城代格佐藤駿河守へ、八つ時までに城中詰めの勤番士の城内からの立退きを命じたが、佐藤が聞き違えたのか郭内の与力同心まで立退くよう申渡したので、四日夜半、甲府城郭内外は大混乱となつた。「深沢氏見聞誌」は「御郭内外勤番並与力同心ニ至迄、家財諸道具板敷根駄等迄相放、夫々へ運送致、其騒動言語同断、銘々知行所へ立退候も有、或は在町へ忍居候も有、御郭内不殘明屋ニテ其動搖誠ニ言語の及所ニ無之候」と書いているが、さらに官軍は五日朝、城門を明け放ち男女勝手次第に城内を見物させたといふ。

同じころ、官軍の甲府入りに一足おくれ、東から近藤勇の率いる一七〇人余が会津藩兵と称して勝沼辺へ進出して甲府を窺っていたので、官軍側は勤番士、与力同心衆が一齊に甲府城郭外に退去したのを会津藩兵と連携し抗戦するためと疑つた。五日夜、総督府大監軍西尾遠江守は片羽御門へ次の文面を張り出した。

先鋒着城致候より家中の向々致動搖、在々口へ家財運送立退候趣、心得違勿論奉対朝廷異心無之ものは何れも鎮靜罷在候等ニ候事、此旨可相心得候事

大監軍

（「深沢氏見聞誌」三月五日）

翌六日、官軍は土州因州兵千人余が東へ進み、勝沼の東、柏尾の險に拠る近藤軍と戦い、これを潰走させた。官軍も三五人の死傷者を出し、甲府の徽典館を病院にあてた（「日記」三月六日）。

官軍は、近藤軍の甲府潜入と勤番士の呼応を警戒し、同夜兵士を六隊に分け町役人に案内させて市内を探索し、市中に移った勤番士を城内に引き立て（同三月六日）、抗戦派と目された柴田監物、保々忠太郎を入牢させた（『甲府市史』史料編第二巻四六二頁）。

この間、町役人らは、つぎつぎに甲府へ入りまた出立して行く官軍諸藩兵の世話を忙殺された。最初に入った土佐藩兵は一蓮寺に宿泊したが、その給食と夜具調達について「日記」はつぎのように記している（三月四日）。

今夜八ツ時頃、柳町赤五左衛門方止宿高島藩柳田浜一郎高遠藩遠藤豊三右兩人入来、此度土州因州人數兵糧賄方として罷越候處、追々多人数到着相成、明朝迄之処兵糧手当有之候得共、昼より之処手当差支候ニ付、明五日昼千五百人前、夕凡三千人前兵糧握り飯二ツ宛味噌香之物添焚出之儀市中江申付吳候様、且夜具之義も可成丈用意致し吳候様折入而頼之旨申聞、尤同役方にも右兩人罷越相頼候由申聞候間、何連談判之上可及挨拶旨申聞置候處、其内同役入來、右同様談有之候旨申聞候ニ付、即刻兩人ニ而野尻善左衛門方迄罷越、右之段及談候處、いつ連にも宜敷取計候様と申聞候間、造酒屋共江焚出し申付候積及談、肝煎名主三日町助左衛門并柳町造酒屋忠藏召呼、右之段申達、造酒屋仲間醤油屋仲間ニ而焚出し致候様申達、夜具之儀も古着屋仲間持合之分不残差出候様、年行事に相違候様三日町名主に達ス

翌日の「日記」によれば夜具は二五〇〇枚の調達が命じられている。

三月五日、町年寄が町奉行所に顔を出すと、与力同心らは「一同御暇の願書」を差し出し、今日かぎり役務を行わぬことを告げ、役所金一四〇両を町年寄に預けたが、三月七日、甲府代官中山誠一郎は総督府大監軍から留住を命じられ、与力同心らも当分そのままとなつた。

官軍土州因州兵は近藤軍を追つて東へ去つたが、この後も一二日には松代藩兵六〇〇が入甲し、東海道總督府參謀海江田武次率いる浜松藩兵五〇〇も富士川西岸を上つて甲府に入つた。このため一蓮寺と柳町の旅宿、魚町の郷宿まで満員となり（三月一四日）、炊きだし、不足の夜具の各町への割当て、工町職人へ彈薬箱調製の依頼などで「坂田日記」は埋つてゐる。三月一〇日の記事には兵糧賄分の不足は「惣町入用の積り」で徵収することが記されているが、これら物品やサービス調達への官軍からの支払いがどうなつていたのかは、はつきりしない。ただ三月一七、八日兩日にわたり「此度東山道總督府先鋒人數甲府に滞留ニ付諸民費用之儀も有之候間は賑米被下候」と、各町人數割りで賑米六八七石七斗が總人數一三、七五四人に支給されている。おそらく甲府城詰米を宛てたのだろう。

三月二三日東海道副總督柳原前光が入甲し、甲州統治のため幕府の旧制に依る職制を定め、二五日、中山甲府代官に、前任の若菜三郎が江戸から戻らず空席となつて、いた町奉行の兼帶が仰付られ、「諸事是迄之通相心得可申旨」の町触れが出され、市内は少しづつ落ち着きを取り戻していった。しかしこの時期、諸藩の乱造による錢価下落＝物価上昇が続き、市内の錢湯は男女二〇文、子供一六文が、

男女三三文、子供二四文にはね上っている（「日記」四月二二日）

注

（1）藤野順『偽勅使事件』（青弓礼一九八三）、望月直矢

「峠中沿革史」（『甲斐志料集成』七卷、『山梨県議会史』一卷に収録）

（2）「日記」三月一五日の条には、賄料不足金町方出銀方二三

両余のうち一九両が賄人に支払われたことが記されている。

二 町差配名倉予何人

慶応四年四月中は、旧幕府兵がなお甲州内に出没していたが、山岡鉄舟の説得で沼津へ去り、五月二六日東海道副總督柳原前光が一国鎮撫政務採決を兼ねて江戸から戻るとその施政に新政府色が出はじめる。まず五月八日、旧勤番士・与力同心らに、去つて徳川家に復仕するか、留つて新政府に仕えるか選択をうながし、帰順者七六名は「護衛隊」として取あえず城代の指揮下においた（『山梨県史』（以下「県史」と略称）第一巻二九二頁）。

五月二二日副総督府甲府代官兼町奉行中山誠一郎を免じ、あらため町差配として浜松藩士名倉予何人を任命し、中村柳三郎ほか八人を組下として置いた（同二五九頁）。

五月二九日には水野駿河守が城代を免じられ、六月二日には柳原副總督が一蓮寺から城内に移り、入れ替りのよう中に山元代官は町宿に移された（「日記」六月九日）。

町差配となつた名倉は、早速町年寄に町内別籠数書上げを命じ、高齢者を調査し、八〇才以上の鰐寡に救米を給するなど、人心收攬

を心掛け、六月二五日には、つぎの市中掲を達した（「県史」同三四七頁）。

事

一 五家組合之交り身代之貧富ヲ論セス、万事甘苦ヲ同フスヘキ

一 組合之内節義孝行之者有之時ハ、其組一同賞美遣スヘキ事

一 組合ニ不幸不義之者有之時ハ、其組一同科料タルヘキ事

右三件急度相心得ヘキ事

六月

町差配

この支配者の交替に呼応するように、安政開港以来台頭してきた甲府生糸商らが、六月二九日「御一新御國事多端之折柄御入費モ莫大之御儀ト乍恐奉窺：何卒御用途ノ内ヘ御差加被成下置候得ハ難有

仕合」と、山田町逸平・柳町伊七各三五〇両、柳町佐兵衛二〇〇両、緑町市左衛門一〇〇両の献金を願い出た。かれらは幕末から生糸改世話役を勤め、六月六日幕政下の旧例を踏襲した生糸蚕種取扱肝煎に任命されていた。町差配はこの献金を賞し、一〇月五日逸平、伊七、佐兵衛三人を名主格としている（同七三、一〇五頁）。

六月二九日、三月以来休業状態だった徽典館を七月二五日から再開することが市中に触れられ、入学来聽が呼びかけられた（「日記」七月二日）。

七月一九日から翌日にかけ大雨で三つ水門が破れ、荒川の洪水が西青沼から片羽町まで押し出し、また城屋町辺も浸水し多くの人家が被害を受け、境橋はか市内の橋梁が流失した。町差配は被害地を巡回し、在方も水害で附入米が途絶えるのを見越すと、米穀商に白米の値上を戒める達しを出し（同二〇日）、城内清水御藏米の入札

払下げをおこなつてゐる（同二一日）。

かくして市中は落着きをとり戻していくが、副總督府はまだ戦時警戒体制を解いたわけではなかつた。夜中無灯火での市中通行禁止は続き、孟蘭盆会中の娛樂も「大政御一新ノ折柄、諸事相慎、遊興ヶ間致儀可為無用事」と制限され（「県史」同三四八頁）、古府中八幡社の祭礼も当年はとり止めとなり、例年飾り物を奉納した工町からは、そのための御藏米からの手当がないことへの不満が町年寄寄せられた（「日記」七月二六日）。

また引続き諸藩の兵隊が入れ替わり甲府に駐屯していたが、無聊から無錢で芝居小屋に入り込むものも目立つたらしく、その禁止や、登楼放蕩の醜態をさらすものに対する処分の警告も出されている（「県史」同三五一頁）。

この時期、新政府が甲府に置いた東海道副總督府は、公文書の用例では間もなく甲斐鎮撫府に変るが、本来的には軍營であり、甲斐国支配組織は、參謀の指揮下に幕府の旧制による寺社総括、国役総括（三分代官、町差配）、護衛隊差配が士民を管轄する体制を採つた（「市史」史料編第二卷四五一页）。こののち短期間に組織名称は次々に代つていく。

明治元年八月二日には、三分代官支配地が甲府、市川、石和県となり、それぞれに知県事が任命されるが、この段階の甲府県知事赤松孫太郎（浜松藩主）は旧甲府代官所支配地（中郡 北山、武川筋）の管轄者で、甲府市中は、同じ長禅寺前陣屋を役所とし、町奉行を引継いだ町差配の管轄であつた。

一〇月二七日寺社総括および國中取締方が廃されると、町差配局は市政局と名称が変り一時は城内に移つて甲州一円の寺社および聴

訴、断獄、捕亡を管轄することとなりかけた。だが、一一月一二日三県を併せ甲斐府が置かれると、市政局の役所だけは一二日に城内へ移つたが、市政局の所管は改めて甲府市中のみに戻つた。そして年が明けて明治二年一月八日町差配職は廃され、名倉予何人は「御役御免」となつた。

このややこしい変動の背後には、明治初年に多く見られた統治組織の試行錯誤にとどまらない鎮撫府・甲斐府と町差配名倉予何人と葛藤があつたらしい。名倉予何人は松窓の号で知られる浜松藩の儒者で、佐藤一斎、安積良齋に師事し昇平齋に入り、さらに箕作氏について洋書を学び、渡清、渡仏の経歴を持つといふ異色の人物であつた。柳原前光に従つて来申し、町差配となると、「今般甲府町差配申付候間、万端取締天朝新政之德沢貫徹候様、奮励可有之事」（「県史」同二五九頁）との辞令そのままに、任地の人心と民生の改良に意欲を燃やした。名倉は、さきに見た「市中撻」につづいて、八月一日には名主たちへ次のように申し渡している。

市中名主江為心得申渡ケ条

一 市中為方ニ相成候事ハ、銘々自分一己之私欲を離れ成功を遂べき様、町内一同江兼々申渡可置事

一 組合之者相互ニ吟味致し善惡とも無遠慮可申出様精々入念申渡可置事

一 町内之小兒八歳以上にも相成り候ハ、算筆とも出精致し、商売之道追々相學様名主上組等心を付教導可致事

八月

差配

（坂田日記）

このころ、山田町の定助なるものが、かつての主人柳町平右衛門の苦境を救うため、同じ町内の若尾逸平から一〇〇両借りてやったところ、そのあと定助が返済できずに死に、後家に借金が残ってしまったのを、定助後家の五人組が若尾に掛け合い、若尾逸平も気の毒に思い証文を後家に遣つて借金が無かつたことにしてやつたといふ美談があつた。名倉は、一〇月一五日、定助後家の五人組と若尾の行為に「心入一段之美事」と褒美金を与える一方、平右衛門を「其方不行届ヨリ事起り」と叱り、定助後家と若尾に「厚ク礼可申」と申し渡している（「県史」同一〇九頁）。名倉は牧民官として、前掲の市中撻についての信賞必罰を示したつもりであろう。

八月一四日には、名倉は魚町ほか四町の名主を召出し、物価引下げのため西洋城市的例にならつた青物市場開設を申し達した。これについて、次節で詳述する。

また、一二月四日、魚町名主と次兵衛が、これまで正月松飾りには幹松を用いる仕來たりだが、「右ハ松枝を以飾り候得ハ、自然山林繁茂致し、松材木等沢山ニ相成下直にも可相成之心得に付き申上候」と意見書を差し上げたのに対し、名倉は一二月八日に二人を召し出し、次のように賞し、金三百匹ずつを与えた。

黃帝舜者支那の聖人なり、然共耕稼陶漁説より帝となるに至る迄皆衆人之善を取られ、又西洋にても政を広く衆と議して其善に從ふ事其常也、何れにも衆人之力に非れば數多の家戸ハ治め難かるへし、此度両人の建白之御採用に成るものあり、蓋し古典を擧げ給ひし事なるへし、此儀は自分においても一段の美事と存するなり、因て賞美として肴料遣し候なり（坂田日記）

ここには、中国古典の学識とフランスでの民主政治の見聞を、甲府の施政に生かそうとする名倉の使命感が溢れている。

一一月五日、鎮撫府が無籍窮乏の男女を収容し職業修練を行なう施設「教養院」の建立の計画を発表し、名倉を「教養院預職兼勤」（「県史」同二七二頁）としたのも、名倉自身の发起だったに違いない。その仮定規則によれば、甲州一円から二五〇人を職業の道具、夜具持参で収容し、一日五合の米を給し、交替で炊飯させ、昼は執業、夜は算筆稽古させようとするもので、「教養院建設述議」は、窮民が無宿無頓の徒となり國中を横行する原因を断ち「天朝無窮ノ恩化ヲ四郡ニ沐セシメ」るのだと、牧民官としての抱負を語つてゐる（同三六二～四頁）。そして、これを担当するためにこそ、市政局の鎮撫府内の移転と権限拡大が計られたのだろう。「坂田日記」によれば、代官町に敷地も決まり、開設準備が進んでいた。「県史」明治二年工業の項には「院ノ大サ其匂ミ方六拾歩許、四面ニ軒棚ヲ設ケ表裏ノ二門ヲ開キ、内ニ梁間三間桁間拾六間式宇、梁間武間桁間武拾間老宇、梁間三間桁間拾六間式宇、梁間武間桁間拾六間式宇、及土藏老戸ヲ構ヘントス」とあり（同四二九～三〇頁）、計画は壮大であった。だが、それ故に、教養院開設は費用の点からも容易なことはなかつた筈である⁽³⁾。當時新政府は財政が苦ししく、東征の出費は三郡の大商人からの当辰年年貢を引当にした借金によって賄われていた。甲斐鎮撫府も、六月に町差配に命じて町奉行が管理してきた社倉金一五〇〇両を「急場御普請御用ニ付ギ」と借上げる始末であった。この社倉金は、天保九年に山田町名取作右衛門らが五〇〇両を拠出し、米に替えて城中に儲蓄し、適宜換金して士民に貸付運用してきたもので、その元利総額は明治元年には四万両に上る

はずであったが、勤番士への貸付は幕府瓦解のさいの混乱で多くござつたが、有金は大幅に減つてゐた。そのなかから一五〇〇両を借上げるにあたつて、鎮撫府は当秋の年貢米で元利とも返済することを約束する証文を町差配宛に出し、「県史」によれば、返済は元利米一〇〇〇俵を詰戻して実行されている。そして一月二三日市政局はあらたに社倉法を定め、一口二〇両（月利一両三分）で、以降市中への社倉金貸付は再開されている（「県史」同七八／九頁）。

一方で借上げ社倉金を返済して市中への貸付を再開し、他方で費用のかかる教養院を開設する。名倉がその両方に係ついていたことは、鎮撫府内でのかれの立場を困難にしたことだろう。かれがそこまで出来たのは、名倉の見識を買ひ、かれを後まで重用した鎮撫使柳原前光の信任があつてのことだつたと思われる。

そうであれば、新政府行政官令により一月五日鎮撫府廃止が決まり甲斐府が置かれることとなり、同月一一日柳原が去つて滋野井公寿侍従が府知事として着任したことは、牧民官としての名倉と教養院開設の前途を閉じたといえるだろう。一ヵ月後の一二月一九日、市政局の権限はふたたび甲府市中かぎりと改められた。あけて明治二年一月八日、町差配職は廃止となり、名倉は「御役御免」となつて一〇日浜松へ帰つた。教養院開設は中止となり、その空き地に墓草植付の記事（二月二日）を最後に「坂田日記」からも消え、普請にかかっていた建物は規模を縮小し徒刑場に転用された。

名倉の企図は甲府市民からどのように受取られていたのか。名倉に共感してか、あるいは促されてか、西青沼他二町の名主が、院内への梅の木の植付を申し出た記事が、「坂田日記」にある（一二月一〇日）。だが名倉が解任され甲府を去るのを待つていたかのよう

に、若尾、風間、太田ら有力生糸商が、正月一二日に、家業永続のための御奉公にと二度目の三〇〇〇両という多額の献金を市政局に行つてているのは（「県史」同五九八頁）、上層市民が名倉の試みを冷やかな目で眺めていたことを窺わせる。

名倉解職のあとは、同じく浜松藩士の久保島豪蔵が、甲斐府権判事輔市政掛として市政を管轄した（八月二五日解任）。そのあとに二年七月二八日、甲斐府が甲府県と改まり、三部郡政局と市政局は廃止と決まり、八月二五日を最後に「坂田日記」から市政局の文字は消え、以後は県からの通達は「御役所」あるいは「政衛」から町年寄へとなつており、県庁内に郡村と区別して甲府市中を専管する部局はなくなつたと見てよい。

以上見て來たように、幕崩壊、新政府の甲府接收後、短期間に統治組織と名称は変転した。だが、町年寄以下の町方の組織運営の変化はまだこの時期には起つてない。さきに見た社倉法の制定も旧例の踏襲であり、市中の道路橋梁の補修費も、芝居等興業冥加の積金から各町が借り受けたかたちで支出され、明治元年七月水害の復旧もこれにより行われている（「日記」七月二九日）。

注

(1) 有泉貞夫「幕府期甲府生糸商の存在形態」（『甲斐史学』

丸山国雄会長還暦記念特集号 一九六五）

(2) 白柳秀湖「松窓名倉予何人伝」（『書物展望』四卷一一・一二号 一九三四）

(3) 「日記」明治元年一月二七日の条には、「教養院取立」の人足賃錢二二貫文が町方から差出されているが、その他の

費用は不明である。

三 市中物価高騰と対策

明治二年から三年にかけ、「坂田日記」に目立つのは、甲府の物価高騰と対策の記事である。日記に現れる数字では、明治二年七月一九日白米一升が九六九文、これは端境期の値段であるが、出来秋の一〇月一日でも九七七文、同月二八日には早くも一貫八六文まで高騰している。

これは、新政府の太政官札乱発と鑄造二分銀流通という全国的要因を考慮してもなお他国を上廻る異常な高値だったらしい。丁度このとき、甲州田安領一揆鎮静のため民部省から出張してきた監督大佐塩谷良輔は、「町方米値段塩油値段等東京表よりは格外高値に付、如何之訣合ニ候哉」(一月六日)と町年寄に尋ねた。これに対し町年寄は、当秋の不作、とくに隣国信州が不作のため、逸見筋から信州へ米穀が流れ、甲府への「附入米」が減っていること、燈油も信州が高値でそちらへ流れるためと答えていた。

甲府県は、翌三年二月一四日、御藏米五〇〇〇俵を一〇〇〇俵＝四〇〇両の相場の二分引三九六両で市中米穀商に引取らせて四一五月の値上り時期に安値で売出させる策を講じ、六月一日以降、しばしば米塩油値下命令を出している。しかし、効き目は薄かったようで市中穀仲間は六月三日、農繁期中は甲府へ米が入らないこと、七月十七日には在方も「地米払底」のため値下は困難なことを訴えている。

八月に入り山田町名取作右衛門方会所で、難渋人に社倉米から一日白米四合の廉売が四日から一日まで行われ、対象には市中だけ

でなく東光寺、遠光寺村民も加えられた。

再三の値下げ命令に、市中豆腐屋は、値上げの代りに一箱一二丁を一四丁にして切売りするものも現れたと九月五日の日記は記している。

甲府県が試みた物価対策で、藏米払下げと一方的な諸品値下げ命令のほかに注目されるのは、甲府市中へ青物市場を開設しようとする試みであった。これは前節で見た町差配名倉予何人の遺産であった。

名倉は在任中の明治元年八月一四日、魚町与次兵衛、三日町助左衛門、下連雀町清左衛門、白米町甚五左衛門、八日町總右エ門の各名主を召出し、つぎのような青物市場開設の趣旨と仮掲を示した。

本朝は勿論之儀海外万國何レ之地ニ而も、家數二三千以上之城下ニハ必青物市場毎朝繁昌致す事其例多し、然ルニ當府中ニ而ハ未タ右市場不相立候、夫故歟青物之価殊之外高値之趣承之候、依之先日青物市場相立可申旨年寄ヲ以申諭候、然ル処評議区々ニ而一定之確論も無之候、就而ハ不得止自分ニ於テ万國見分之公論ニ隨ヒ、土地之大小広狹戸口之多寡并市中之形勢ヲ考ヘ、先ハ試之ため八日町魚町十字街に青物市場相始候様申達候、尤商法之便不便を以て追而ハ市場転選も可有之事也

但自分付属之者朝々市場相廻り取締方精々心ヲ用ふへく、外ニ名主其之内江青物市取締兼役申付候間、市中一統右之趣意相弁、當座之私欲ヲ離レ、永久當府之為方存込肝要ニ候事、右之通取定候上ハ、当月廿日ヲ以初市トシ、毎朝市場相開候、尤此趣三分県令に引合村々にも布告可致候間、此旨一統可心得もの

也

八月

差配

青物市場仮擬

一 押買押売法度之事

一 村々より持出候青物を途中ニ而押買等無用之事

一 市場ニ而金錢借貸致間致事

右之条々於相背ハ、罪科ニ処すべきもの也

八月 差配

(坂田日記)

名倉は、甲府での青物「殊之外高値」の理由を自由な売買の欠如に求め、大規模な市場を開設し、「押買押売」とくに生産地から甲府への途中での「押買」と前貨による生産者統制の禁止により、甲府市中への青物の潤沢な供給と値下りを期待したのである。ここには名倉が、幕府第三回遣外使節の池田筑後守長發に随行して文久三年渡仏した際のフランス諸都市での見聞を生かそうとする切迫感が溢れていた。しかし、このあと「坂田日記」には、一〇月一〇日に甲府青物商の原七郎での押買禁止が重ねて通達されているだけで、青物市場が名倉の在任中に実現した形跡はない。

それが、明治二年春以降の物価騰貴急迫のなかで改めて見直されることになつたらしい。九月二七日「青物商人共出口村々へ罷出、青物果物押買致し趣相聞候ニ付、從前之弊風とは乍申不埒ニ付、以後右体之儀無之様」と重ねて町触れが出された。そして、一一月一〇日には県から市場開設の件がどうなつたかの問糺しがあり、一一月一四日肝煎名主魚町与次兵衛・下連雀町入原清右衛門が町年寄宅

へ来て「先日談置候青物市場」のことで、片羽町—西青沼町入口迄、上一条町—下一条町入口迄、緑町南入口、下連雀町—魚町三日町辻迄、白木町—広小路迄の「都合五ヶ所問屋致し度望之者」が願出したと、その者たちの名前を上げている。だが「坂田日記」にはそのあと「規則書ケ条之内、市中仲間之者共在方に罷出自假ニ買出候儀ハ禁候廉、右ニ而差支之儀も有之ニ付、在方に買出ニ罷越候節ハ別段買出鑑札相渡置、無鑑札之者にハ壳渡不申趣ニ致度旨申出候間、御政衙に与一郎罷出、右之段鯉淵音次殿を以申出候」との記述が続いている。さらに翌一五日の項には、青物仲間年行事四、五人がやつて来て「青物市場相立候儀ニ付、問屋引請候もの青物仲間外之者引受候而ハ差支之儀も可有之ニ付、青物屋共之内ニ而申談、七人相選候間、右之者ニ而問屋引請相勧申度旨、申出候」と記されている。これらを見ると、甲府市中へ大規模な青物市場を開設し、同時に、甲府青物商が村々へ出向いて青果物を押買するのを禁じることで、青果物が在方から甲府に豊富に流入し価格が引下ることを期待した名倉の構想は、あらためて県庁が実現をはかったときには、青物仲間からの、鑑札を配布して従来の仕来り・既得権を損なわないものを作り変えようとする強い抵抗に出遭つたことがわかる。このあと「坂田日記」に青物市場についての記事が見当らないことから、名倉構想は結局実現しなかつたと見てよい。

しかし、維新による他国からの大人數の出入によつて意識された甲府の恒常的な物価高は、この後やがて、甲府商人自身により改善の道が求められるようになる。

明治三年末、寄付と立替金とで濁川を改修し、運河として笛吹川から甲府深町まで通船の計画が甲府県に出願された(「県史」第二

（卷三九／九六頁）。発企者は、さきの青物押買禁止には消極的だった肝煎名主魚町中橋与次兵衛・下連雀町入原清右衛門らであつた。通船を容易にするため荒川陣馬堰からの通水と川幅切広げのための潰地の許可を甲府県が政府に具申した文書には「甲府市中ノ儀ハ諸方ノ運輸陸路ノ外無之不便利ノ土地柄故、諸品自然払底、加之近來物価追々騰貴小民難済不少ニ付、市中へ通船取立候ハバ、諸色出入

自在ニ相成、隨テ物価下落致シ可申」と、物価引下げが濁川改修の利点に上げられていた。だが結局は灌漑水を奪われることへの荒川右岸村々の反対と技術的な困難で工事は中途で挫折し、甲府を中心とする交通条件の改善は明治六年着任した山梨県令藤村紫朗による道路開鑿事業の推進をまたねばならなかつた。

（市史編さん専門委員）